

市第 160 号議案

横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者  
選定委員会条例の制定

横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員  
会条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者  
選定委員会条例

（設置）

第1条 環境配慮型住宅（環境への配慮に係る性能が優れた住宅であって、市長が認めるものをいう。以下同じ。）及び持続可能な住宅地（環境に及ぼす影響について配慮がなされ、かつ、あらゆる世代が安心して暮らし続けることができる住宅地であって、市長が認めるものをいう。以下同じ。）の適正な整備を図るため、市長の附属機関として、横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 環境配慮型住宅を整備する事業者等及び持続可能な住宅地を整備する事業者の選定に関すること。
- (2) その他環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地に関し市長が必

## 要と認める事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (臨時委員)

第 5 条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

### (委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選

出されていないときは、市長が行う。

- 2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

（部会）

第 8 条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は部会長の職務について、前条（第 1 項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、第 6 条第 4 項及び前条第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第 2 項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあつては、その）」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることが

できる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、建築局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地の適正な整備を図る目的で、市長の附属機関として横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会を設置するため、横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会条例を制定したいので提案する。

**参 考**

地方自治法（抜粋）

第138条の4（第1項及び第2項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。